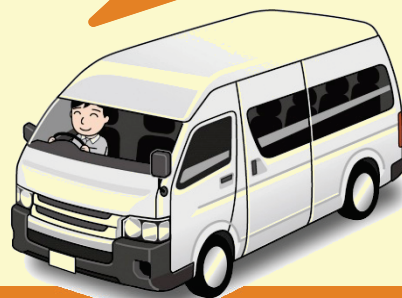


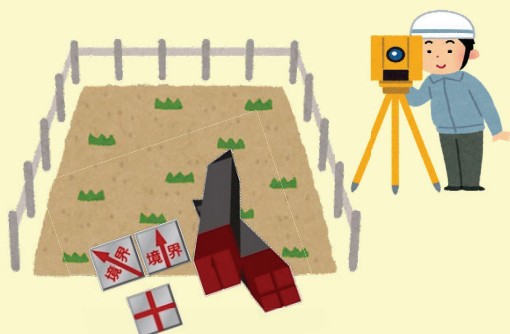
移動相談車両

法律相談会



法テラスでは、令和6年能登半島地震災害に被災された方の法律トラブルに対処すべく、被災者への法的アクセス改善のため導入していた移動相談車両を、石川地方事務所に本年3月から配備いたしました。

今回、移動相談車両を利用しての、弁護士による法律相談会を実施いたしますので、是非、ご利用ください。



土地に関する相談

被災により境界が分からなくなった
土地の権利書を紛失した

債務に関する相談
被災し生活再建のために借金
住宅ローン・車のローン



悪徳リフォーム
災害に便乗した悪質商法
施工内容が違う
見積もりよりも多く請求された

★このほか建物損壊や行政手続（罹災証明、公的支援制度、応急処理、仮設入居）に関する相談など
★刑事事件や法人に関する相談は対象外となります。

☆開催日 ①令和6年4月26日（金）

②令和6年5月10日（金）

☆時間 13:00～15:30（①②両日）

☆会場 能登町役場駐車場
（移動相談車両内）

☆ご予約 0570-078349

上記電話が繋がらない方は050-3383-5477へお掛けください

※相談料無料 予約優先（当日相談枠に空きがあれば、現地でも受け付けます。）



【お問合せ】金沢弁護士会〔TEL☎〕076-221-0242〔受付時間〕平日9時～17時
法テラス石川〔TEL☎〕0570-078349〔受付時間〕平日9時～17時